

5月7日以降の横浜霊園の運営につきまして

政府が、5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づいて緊急事態宣言の延長を公表したことを受けて、横浜霊園では、新型コロナウイルス感染症対策として5月31日まで以下の運営を継続させていただきます。

開園時間：午前10時～午後3時

業務内容の一部につき変更させていただき、法事等、人が集まる業務は当面控えさせていただきます。なお、緊急事態宣言期間が長期化していることを踏まえ、参加人数の少ない法事等の業務につきましては、今後、「3密」（密閉、密集、密接）を避ける形で実施できるよう検討いたします。

詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

6月1日以降の業務対応については、改めてお知らせします。

2020年5月5日

横浜霊園管理事務所

電話：045（891）7811